

# ～透析を導入された患者様へ～

医療費負担軽減のために、手続きが必要です。

## 1. 1ヶ月の医療費が1万円になります。 (70歳未満の上位所得者は自己負担が2万円となります)

※ 人工透析に関わる医療費に限ります。入院と外来は別計算です。

※ 申請した月からなので、早めの手続きを！

### ◆手続きの仕方◆

#### 持ち物

- ・ 健康保険証
- ・ 老人医療受給者証 (ある人のみ)
- ・ 特定疾病療養受領証交付申請書

#### ① 健康保険証の窓口に

「特定疾病療養受領証交付申請書」を提出して下さい。

- 国民健康保険 → 富士市役所3F 国民健康保険課
- 政府管掌保険 → 社会保険事務所
- 組合保険 → それぞれの保健組合

#### ② その場で「特定疾病療養受療証」が交付されます。

#### ③ 交付された受療証を病院の窓口に提示してください。

(入院中は、病棟医事クラーク、外来は会計窓口へ)

相談室で  
説明します

## 2. 身体障害者手帳の1級に該当します

制度	内容
医療費の助成	手帳交付の翌月分から、医療費の自己負担分を市が助成します。いったん窓口支払いをし、後日戻ってきます。ただし65歳以上で新規に手帳を取得される方は、外来でかかった医療費のみが対象となります。
老人医療の早期適応	老人保健法に基づく医療費の助成(窓口負担1割の制度)の適応は通常75歳から適応ですが、1・2・3級に該当する方は65歳から老人医療を受けられます。
交通機関の割引	バス・JR 運賃が50%割引 有料道路料金が50%割引
税金の減免	所得控除…1級40万円、3・4級27万円 市民税…1級30万円、3・4級26万円が控除されます。

申請のための診断書  
作成には  
¥1050 かかります

上記は、身体障害者手帳で利用できる制度の一部です。詳細は手帳交付時に市役所で配布される「しおり」をご覧ください。

### ◆手続きの仕方◆

#### 持ち物

- ・ 診断書 (A3)
- ・ 印鑑
- ・ 写真 1枚 (縦4cm×横3cm)

富士宮市の方は写真2枚必要です

- ① 身体障害者診断書の作成を主治医に依頼します  
申請に行くのは診断書ができあがってからです
- ② 申請に必要な持ち物をそろえて

#### 富士市役所4F 障害福祉課へ申請

してください

- ※自分の住んでいる市町村の障害福祉課が窓口です
- ※申請から手帳の交付まで約2ヶ月かかります

### 3. 障害年金の2級に該当します

透析導入になって3ヶ月経過したら年金の窓口へ相談を。

年金には3つの種類があり、その中で疾病や障害に対して支給される年金を障害年金といい、透析導入のきっかけとなった病気の初診日が65歳より前にある方が対象です。年金額は障害の状態や掛け期間によって違うので、社会保険事務所か市役所市民生活課で相談してください。(年金手帳を持っていくこと)

#### ◆障害年金を受給するには◆

##### 受給資格があるか

国民年金へ加入している→富士市役所 市民生活課 (55-2755)

厚生年金へ加入している→社会保険事務所 (61-1900)

に相談し診断書の用紙を受け取る。

- ① 初診日までの年金加入期間のうち2/3以上保険料を納めている、または減免の手続きをしている。
- ② 初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がない。
- ③ 障害のために初めて医師の診断を受けた日が、65歳より前の年金期間中であること。
- ④ 申請日が初診日から1年6ヶ月経っている。

※1年6ヶ月に満たなくても人工透析療法を初めて受けた日から3ヶ月を経過していれば良い

##### 状態が該当するかを医師に確認

人工透析療法中の方は、2級に該当する。しかし、臨床症状および検査成績により、さらに上位等級になることもある。

- 1級 A表I欄に掲げるうちいずれか1つ以上の所見があり、かつ  
B表に掲げるうちいずれか1つ以上の検査成績が高度異常を示すもの
- 2級 A表II欄に掲げるうちいずれか2つ以上の所見があり、かつ  
B表に掲げるうちいずれか1つ以上の検査成績が中等度異常を示すもの
- 3級 A表III欄の臨床症状があり、かつ  
B表に掲げるうちいずれか1つ以上の検査成績が軽度異常を示すもの

A表

区分	臨床所見
I	1. 尿毒症性心包炎 2. 尿毒症性出血傾向 3. 尿毒症性中枢神経症状
II	1. 腎不全に基づく末梢神経症 6. 腎性貧血 2. 腎不全に基づく消化器症状 7. 代謝性アシドーシス 3. 水分電解質異常 8. 重篤な高血圧症 4. 腎不全に基づく精神異常 9. 腎疾患に直接関連するその他の症状 5. X線上的骨質異常
III	1. 高血圧または浮腫が常時あるもの 2. 病的な顕微鏡的血尿または蛋白尿が常時あるもの

B表

区分	検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
ア	内因性クレアチニンクリアランス値	ml/分	20以上50未満	10以上20未満	10未満
イ	血清クレアチニン濃度	mg/dl	3以上5未満	5以上8未満	8以上
ウ	血液尿素窒素	mg/ml	25以上40未満	40以上80未満	80以上

- ・ 診断書を医師に依頼する
- ・ 出来上がった診断書を社会保険事務所 (または市民生活課) へ提出し審査を受ける

受給